

日本俳優連合 御中

生成 AI についての公開質問状 への回答

2024年10月22日

れいわ新選組政策審議会

①：権利者に無断に生成される AI 音声／画像／映像についてどう思うか

(回答) 権利者の許諾を得ずに生成されたデータを利活用することは、引用にも該当せず、フェアユースにも該当しないと考えます。

②：無断学習を可能にする現状の著作権法の改正は必要と思うか

(回答)

現行の著作権法（著作権法第30条の4）の規定では、AIが学習データを収集する際、著作権者の利益を不当に害する場合を除き、許諾がなくてもデータの収集、利用ができるようになっています。ただ、AIがデータ収集をするのは商業用の利用を最終目的とする場合が大半と思われますので、学習と生成は一体とみなし、その実情・実態に合致した規制をしなければならないと考えます。

③：生成 AI による権利侵害に対する法整備の必要性について

(回答)

・日本芸能従事者協会の調査では、2万6891人のクリエイターが、58.5%が「仕事が減少する心配がある」と答え、93.8%が「AIによる権利侵害などの弊害に不安がある」と答えるなど新技術によって生活が脅かされる危機感を抱いています。

・特に無断学習によって、様々な俳優の表現や役作り、作品の多様な表現を一瞬にして「剽窃」してしまう生成 AI の登場はこれまでにない危機を文化・芸術産業に与えていると考えます。

・技術の進展が既存の職を脅かす危険性は芸能・芸術分野に限らず、すべての分野において起こりえることです。既存の権利者の権利を害することなく、利用と保護の両立を図るべきと考えます。新技術による権利侵害を防ぐ公正な利用の制度設計が必要です。

・規制を企業の自主性にゆだねるだけでは、権利侵害防止よりも収益目的での活用のみが進められる危険性があります。したがって、法整備は当然ですが、その規制の在り方を議論する際には、貴団体のような当事者の団体や実際に影響を受ける当事者の意見を最も重視させていく必要があると考えます。

・生成 AI については欧州規制法の議論を踏まえ、「AI を活用したことが判別できる透かし・明示」、「違反企業への罰則」、「無断学習への規制」「希望しない場合の「オプトアウト制度」や「著作権者への補償金制度の導入」などの速やかな議論が必要と考えます。その他、差別を目的とした利用、個人情報の収集などの基本的人権に抵触する利用への規制の議論など多角度からの検討が必要であると考えています。

以上